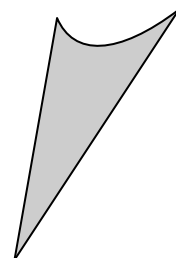


役員報酬規程

社会福祉法人 多治見清涼会



第 1 章 総則

（目的）

第 1 条

この規程は 社会福祉法人 多治見清涼会（以下「法人」という。）の理事長、理事、及び監事（以下「役員」という。）の報酬等の支給について定めることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条

この規程は、役員規程に定めるところの役員に適用する。但し、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

（報酬の支給）

第 3 条

報酬は毎月 15 日をもって締切り、前月 16 日よりその月の 15 日までの分をその月の末日（ただし、末日が休日の場合はその前日）に、その内容を明示して通貨で全額を直接本人に支払う。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2. 前項の規定にかかわらず役員の同意がある場合には、役員が指定する銀行その他金融機関の本人名義の預金又は預金口座へ振込みによって支払う。

（俸給）

第 4 条

常勤役員のうち、理事の俸給については、役職、経験年数、在籍年数及び管理責任を勘案し「別表 1（常勤役員俸給表）」を適用する。当法人職員を兼務し、職員給与を支給している者に対しては、役員報酬等と職員給与の合計が下表の範囲内において役員報酬等を支給する。

各理事の報酬額には、「別表 1（常勤役員俸給表）」を適用し、理事会で定める。

役職	月次報酬等合算上限額
理事長	1,000,000円
常務理事	700,000円

2. 非常勤理事の俸給は次のとおりとする。

理事会・評議員会への出席1日につき5,000円

別に出席に掛かる交通費の実費

ただし、理事会の開催をしない場合は、俸給の支給は行わない。

また、常勤職員（グループ法人の職員を含む。）と非常勤役員を兼務する場合は、非常勤役員としての報酬は支給しない。

なお、グループ法人とは、社会福祉法人清涼会、学校法人明佳学園、学校法人東ヶ丘学園をいう。

3. 監事の俸給については、その都度、評議員会で総額を定める。

各監事の報酬の額は、評議員会で定めた総額の範囲内で、監事の協議により定める。

4. 役員から報酬受給を辞退又は減額する旨申出があった場合は、所定の報酬辞退・減額届を、理事長に提出するものとする。この申出は、第3条1項に定める報酬支払月の15日までに行うものとする。

5. 前項に規定する報酬受給辞退・減額の申出があった場合は、報酬を支給しない又は減額支給するものとする。

(通勤手当)

第5条

通勤手当は、一般職員の就業規則に準ずる。ただし、非常勤役員には支給しない。

(待機手当及び緊急呼び出し手当)

第6条

待機手当及び緊急呼び出し手当は、一般職員の就業規則に準ずる。

(実施に必要な事項)

第7条

この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会が別に定める。

附 則

(施行)

第1条

この規程は、平成29年6月19日から施行する。

この規程は、令和2年6月23日から一部改正施行する。

この規程は、令和5年6月28日から一部改正施行する。

この規程は、令和7年6月24日から一部改正施行する。

(この規程の改廃)

第2条

この規程の改廃を必要とする場合は、評議員会の決議を経てこれを行う。